

事業種別	湯河原町
○起業創業支援 ○助成金	●100年企業創造協会主催の起業家向けセミナー実施
主管課	観光課
連絡先	0465-63-2111

事業種別	湯河原町
○空き家バンク	【空き家バンク】 ・家さが見～かながわ県西うまみち物件ナビ～ ・民間協力有
主管課	防災安全課
連絡先	0465-63-2111
○住宅リフォーム補助	●住宅リフォーム補助事業 対象工事費（税抜き）の10%（上限100千円）を助成。なお、申請時点で町内に住所がなく、工事完了日までに町内へ移住した方(移住予定者)は、対象工事費の20%（上限200千円） ※請負業者は町内に限る。 ●木造住宅耐震改修工事費用等補助 ●重度障がい者等住宅設備改良 支給要件、支給限度額、所得に応じた自己負担があります。補助限度80万円 ●居宅生活動作補助用具（住宅改修） 助成額は所得状況により異なりますが、20万円が限度です。
主管課	地域政策課・まちづくり課・社会福祉課
連絡先	0465-63-2111
ウェブサイト	●空き家バンク：家さが見～かながわ県西うまみち物件ナビ～（県西空き家バンク連絡会が運営する空き家バンク） https://ie-sagami.jp/ ●全国版空き家バンク https://yugawara-t14384.akiya-athome.jp/

事業種別	湯河原町
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●就学援助 経済的な理由で就学が困難な児童・生徒のご家庭に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等の一部を援助しています。
主管課	学校教育課
連絡先	0465-62-1100
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●学校給食費の補助 小学校児童の給食費 1 人あたり月額300円を補助しています。 ※国の補助金を活用しているため、保護者負担額は 0 円 中学校生徒の給食費のうち 1・2 年生は 1 人あたり月額700円、3 年生は 1 人あたり730円を補助しています。
主管課	学校教育課
連絡先	0465-62-1100
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●新入学祝金支給制度 小学校及び中学校の新 1 年生がいるご家庭を対象に、児童 1 人につき 2 万円、生徒 1 人につき 2 万円を支給しています。
主管課	学校教育課
連絡先	0465-62-1100
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●助産師、保健師による妊婦訪問 ●助産師、保健師による赤ちゃん訪問
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●歯科健診：健診時、歯科医師の指示により無料でフッ素塗布・歯科・歯科衛生士によるブラッシング指導 ●1 歳児歯科教室、2 歳・2 歳 6 か月、必要な方に歯科事後健診実施
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	●マタニティ・サポート119（妊婦専用緊急自動車）
主管課	湯河原町消防本部・保健センター
連絡先	0465-60-0119・0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑦	●妊婦健診費用助成（14回上限11万 1 千円）、産婦健診費用助成（2 回計8千円）、妊婦歯科健診費用助成、新生児聴覚検査費用助成（上限5千円） ●不育症治療費助成
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111

独自の育児関係支援（医療費助成等）⑧	●産後ケア事業 ・通所型（直営）：マッサージで「赤ちゃんとのスキンシップ」＆ママの骨盤ケア ・訪問型（委託）：2時間 ・通所型（委託）：6時間
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑨	●ファミリー・サポート・センター：子育ての援助を受けたい方（ファミリー会員）と、子育ての援助を行いたい方（サポート会員）が会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動 ●子育て支援センター：子育てサロン、短時間預かり保育、子育て相談など子どもと子どもを育てる人たちを応援する場として設置
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑩	●小児医療費補助：0歳～高校3年生までの保険診療による医療費の自己負担分を全額補助（食事療養費等は除く）
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑪	●子育て支援紙おむつ等支給事業：1歳のお誕生月まで支給。（申請制）700ポイント／月（7,000円分（上限））分をカタログから選び、委託業者から配送（配送料－料（原則町内））。
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑫	●高校生通学定期券補助事業（申請制） 町内在住で公共交通機関を利用して高等学校等へ通う生徒のいる家庭に、対象生徒一人につき年間20,000円を支給。 ※交通費を含む奨学金など、他の制度で交通費の補助を受給している場合は対象外。
主管課	健康こどもみらい課
連絡先	0465-63-2111
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑬	●ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出し
主管課	防災安全課
連絡先	0465-63-2111

事業種別	湯河原町
○移住体験プログラム（お試し居住等）	移住後の湯河原町での生活環境や暮らしをイメージしやすくすることを目的とし、移住促進団体主催のもと、移住サポーターなどと連携しながら実施。
主管課	地域政策課
連絡先	0465-63-2111
○移住促進イベント	●駅前交流拠点にて、移住経験者と移住希望者、その他町内での交流を促進したい人などが集まり、ワークショップや体験型イベントなどを開催。 ●暮らし体験ツアーの実施 ●オンライン移住相談の受付 ●移住促進を目的とした魅力収集、発信企画
主管課	地域政策課
連絡先	0465-63-2111
○地域コミュニティ交流会	●駅前交流拠点を活用した、地域住民の交流の場づくり ●多世代が同じ空間で過ごし、交流を深めることで、町の活性化につなげる。
主管課	地域政策課
連絡先	0465-63-2111
○その他独自の取組	●移住促進業務を専任で担当する職員の配置 ●要件を満たし移住する場合に移住支援金の交付 (7月より開始予定) 単身 60万円 世帯(2人以上) 100万円 18歳未満帯同 +50万円
主管課	地域政策課
連絡先	0465-63-2111 (担当TEL : 090-1085-0200)
ウェブサイト	https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/site/iju-yugawara/

事業種別	湯河原町
○生活支援に係る施策①	●在宅重度障がい者等福祉タクシー利用助成 重度障がいがある方（児童）がタクシーを利用した場合に初乗り運賃分を助成します。
主管課	社会福祉課
連絡先	0465-63-2111
○生活支援に係る施策②	●高齢者温泉入浴サービス ●高齢者マッサージサービス ●パークゴルフ場利用サービス ●ヘルシープラザトレーニング室利用サービス ●出張介護相談会「寄り愛ゆがわら」 ●ひとり暮らし高齢者等登録 ●見守りライト貸与事業 ●補聴器購入費助成事業
主管課	介護課
連絡先	0465-63-2111
○生活支援に係る施策③	●結婚新生活支援事業補助：結婚新生活を始めるための費用を補助
主管課	住民課
連絡先	0465-63-2111